

●香川県監査委員公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年9月27日

香川県監査委員 仲 山 省 三
 同 鍋 嶋 明 人
 同 綾 田 福 雄
 同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入について 職業訓練指導員試験手数料等に係る代替証券について、現金化することなく指定金融機関に直接払い込む必要があった。（労働政策課）</p> <p>イ 旅費について 旅費について、請求が遅れたため、11か月から5か月支給が遅延しているものが11件、支給されていないものが1件あった。（観光交流局）</p>	<p>ア 収入について 収入事務を再確認し、今後、手続が適切に行われるよう徹底した。</p> <p>イ 旅費について 未支給のものは直ちに手続をした。平成23年度からは、請求漏れのないよう、定期的に旅費システム精算データの確認を行っている。</p>